

## 浄化槽工事業登録申請等手続案内

### 1. 主 旨

「浄化槽法第21条」の規定により、浄化槽工事業を営もうとする者は、昭和60年10月1日から、業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

登録の申請等については、次のような所定の手続が必要です。

### 2. 登録申請手続

浄化槽工事業を営もうとする者は、すべてこの手続が必要です。

#### 1) 浄化槽工事業登録申請書の提出 (様式1)

〔添付書類〕

- (1) 誓 約 書 (様式2)
- (2) 浄化槽設備士免状の写し
- (3) 工事業登録申請者の略歴書 (様式3)
- (4) 浄化槽設備士の略歴書(様式4)及び住民票の抄本
- (5) 法人の場合は、登記簿謄本
- (6) 個人の場合は、住民票の抄本

※提出部数は、各都道府県知事がこれを定める。

#### 2) 標 識 の 掲 示

- (1) 浄化槽工事業者 (様式8)

※浄化槽法第30条の規定に基づき、営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、(様式8)の標識を掲げなければなりません。